「施工証明書兼お客さま電気設備図面」 運行フロー

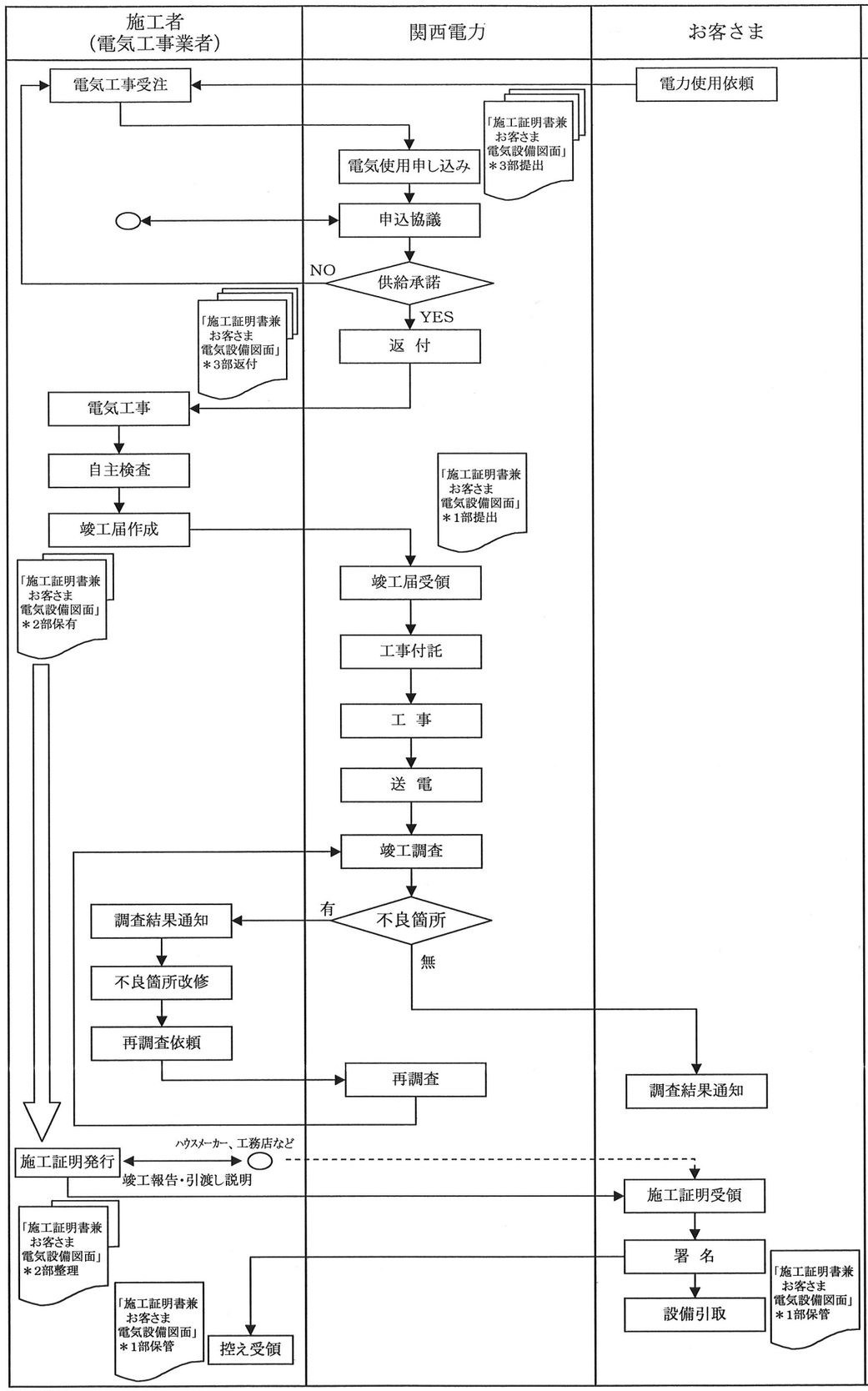

処理項目	留意事項
・施工者は、申し込み時に、「施工証明書兼お客さま電気設備図面」を3部作成し、関西電力の窓口へ提出する。 ・関西電力は、申し込み内容を確認し、供給を承諾した証として供給承諾欄に押印し、3部とも施工者へ返付する。	
・施工者は、「施工証明書兼お客さま電気設備図面」に基づき電気工事を実施する。 ・施工者は、接地抵抗値測定、絶縁抵抗値測定などの自主検査を実施し、その結果を「施工証明書兼お客さま電気設備図面」へ記載する。	・施工証明として、後日お客さまに手渡しするため、「施工証明書兼お客さま電気設備図面」と現場設備は確実に照合する。 ・自主検査結果については、必要事項を「施工証明書兼お客さま電気設備図面」3部に記入のうえ、主任電気工事士確認印を押印する。
・施工者は、竣工届として、「施工証明書兼お客さま電気設備図面」の1部を関西電力へ提出し、残りの2部を保有する。	
・関西電力は、提出された「施工証明書兼お客さま電気設備図面」により、竣工調査を実施する。	
・関西電力は、竣工調査の結果、お客さまの電気設備に不適合箇所が有る場合は、速やかに不適合通知を発行する。 ・関西電力は、不適合箇所が無い場合は、調査結果のお知らせ票を発行しお客さまへ通知する。	・不適合箇所を発見した場合は一両日中にお客さま（施工者）へ内容説明を実施し、不適合通知を発行する。
・施工者は、工事完成後、設備引渡し時期をハウスメーカ、工務店などと調整し「施工証明書兼お客さま電気設備図面」2部を施主（お客さま）へ提出し署名を取得する。施工者保有分2部のうち1部はお客さま控え、1部は施工者控えとし、それぞれ保存する。 （施工者は電気工事業法に基づき5年間保存する。）	・施工者は、ハウスメーカー、工務店との調整事項としてお客さまへの設備引渡し時期を事前に把握しておくものとし、「施工証明書」発行について工務店などへ事前説明をする。